

# 内灘町子どもの権利条例推進計画



内 灘 町



## はじめに

めまぐるしい現代社会のなかで、子どもをとりまく環境も日々変化しており、体力の低下、規範意識の欠如、いじめや暴力、虐待、近年ではインターネットやスマートフォンを含む携帯電話への過度の依存など、様々な問題が生じています。

しかし、それらの問題は学校教育だけで解決できるものではありません。子どもは大人をうつす鏡という言葉もあります。子どもが自分らしく豊かに成長していくためには、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携して支えていくことが求められています。

このような状況の中、内灘町では、内灘町子どもの権利条例に基づき、子どもの権利に関する様々な施策を総合的に推進するための行動計画として、「内灘町子どもの権利条例推進計画」を策定しました。この計画は、「子どもの健やかな成長と生涯にわたる幸せを願い、一人ひとりの個性が輝くまち、内灘」の実現を基本理念としています。

この計画に掲げる施策を推進するなかで、子どもの権利を大切にし、地域がよりよい社会環境になるように努めてまいりたいと考えています。

終わりに、この計画の策定に当たり、ご尽力いただきました内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会の委員をはじめ、貴重な意見をお寄せいただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

平成26年12月

内灘町教育委員会教育長 久下 恭功

## 目 次

### 第1章 計画策定の概要 ······ 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

### 第2章 計画の基本的な考え方 ······ 3

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 体系図

### 第3章 計画の基本施策 ······ 7

- 1 大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう
- 2 大人は、まちを担う一員として子どもとともにまちづくりに参加しよう
- 3 子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう
- 4 子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに参加しよう
- 5 子どもは、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう
- 6 内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう
- 7 子どもの最善の利益が優先され、いのちが輝くまちをつくろう

### 第4章 計画の推進体制と検証 ······ 15

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の検証

### 資料編 ······ 17

- 1 内灘町子どもの権利条例
- 2 条例に関するQ&A
- 3 内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会設置要綱
- 4 内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会 委員名簿
- 5 内灘町子どもの権利条例推進計画策定までの経過

# 第1章 計画策定の概要



## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画策定の趣旨

内灘町では、子どもの健やかな成長を願い、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とした「内灘町子どもの権利条例（以下「条例」といいます）」が平成24年1月1日から施行されました。

平成19年に策定した第4次内灘町総合計画の中では「人がいきいき、まちが元気、個性が輝く魅力あるまち、うちらだ～みんなで創る協働のまちづくり～」を掲げており、その基本理念には「子どもたちに誇りを持って残せる魅力あるまちを築き上げる。」としています。

その基本理念の実現のためには、子どもの権利を尊重し、保護者や家庭、学校、幼稚園及び保育所等、地域社会のそれぞれが役割を果たしながら連携し、同じ目的に向かって働き、その保障に努めていく必要があります。

内灘町子どもの権利条例推進計画（以下「計画」といいます）は、条例に基づき、子どもの権利に関する各種施策を総合的に推進するために策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

本町は子育て支援のまちづくりを町政の重要な施策とし、保健センターでの母子保健、子育て支援センターでの各種事業、教育事業などをはじめ、家庭や学校、地域社会が連携し、町民みんなで子どもたちを健やかに育む環境の整備など、子どもの健全育成に関する施策を積極的に推進するよう努めているところです。

この計画は、条例第17条に基づく基本計画として位置づけ、子どもの権利に関連する各種施策等と連携を図っていきます。

### 3 計画の期間

計画の期間は、2015年（平成27年）度から2019年（平成31年）度までの5年間とします。

## 第2章 計画の基本的な考え方



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「子どもの健やかな成長と生涯にわたる幸せを願い、  
一人ひとりの個性が輝くまち、内灘」

内灘町子どもの権利条例の前文には、この条例に対する町の思いが込められています。計画の基本理念は、この条例の前文を凝縮したものです。

～条例前文より～

子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に燐々とふりそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。また、日本は、児童の権利に関する条約を批准し、誰もが生まれたときから一人の人間として認められ、自分らしく豊かに成長、発達していくことを世界の国々と約束しています。

そのために、すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え方支えていく責任があります。

子どもは、子どもとしての権利を正しく学び、考えたことを自由に表明し、自分たちに関わる決定に参加できます。このような経験をとおし、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。こうしたことから、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに内灘のまちづくりを担っています。自然や文化と交わりがあり、人と人との温かなつながりのある、子どもとともにづくり上げるまちは、すべてのひとにとってやさしいまちとなります。

内灘町は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの権利を尊重することを宣言し、この条例を定めます。

## 2 基本目標

### (1) 大人のあり方：大人が自らの役割を自覚し、子どもの権利を守ろう

子どもは大人に比べて、社会的に弱い立場にあるため、力で抑圧されたり、騙されたり、虐げられるなど、基本的人権が不当に侵害されやすい状況に置かれています。

大人は、先行する世代としての使命と自らの意識や行動が子どもに与える影響の大きさを自覚するとともに、子どもの成長及び子育てに关心を持ち、子どもの権利を守るために、それぞれの立場で相互に連携して協力するよう努めるものとします。

### (2) 子どもらしさ：子どもは、自らの権利を知り、自分らしく生きていこう

子どもは、子どもの権利の主体として自らの権利を知るとともに、思いやりを持つて誰もが互いに尊重し合いながら、自分らしく伸び伸びと健やかに成長していくことができるよう、子どもの権利に関する理解を深め、意識を高めます。

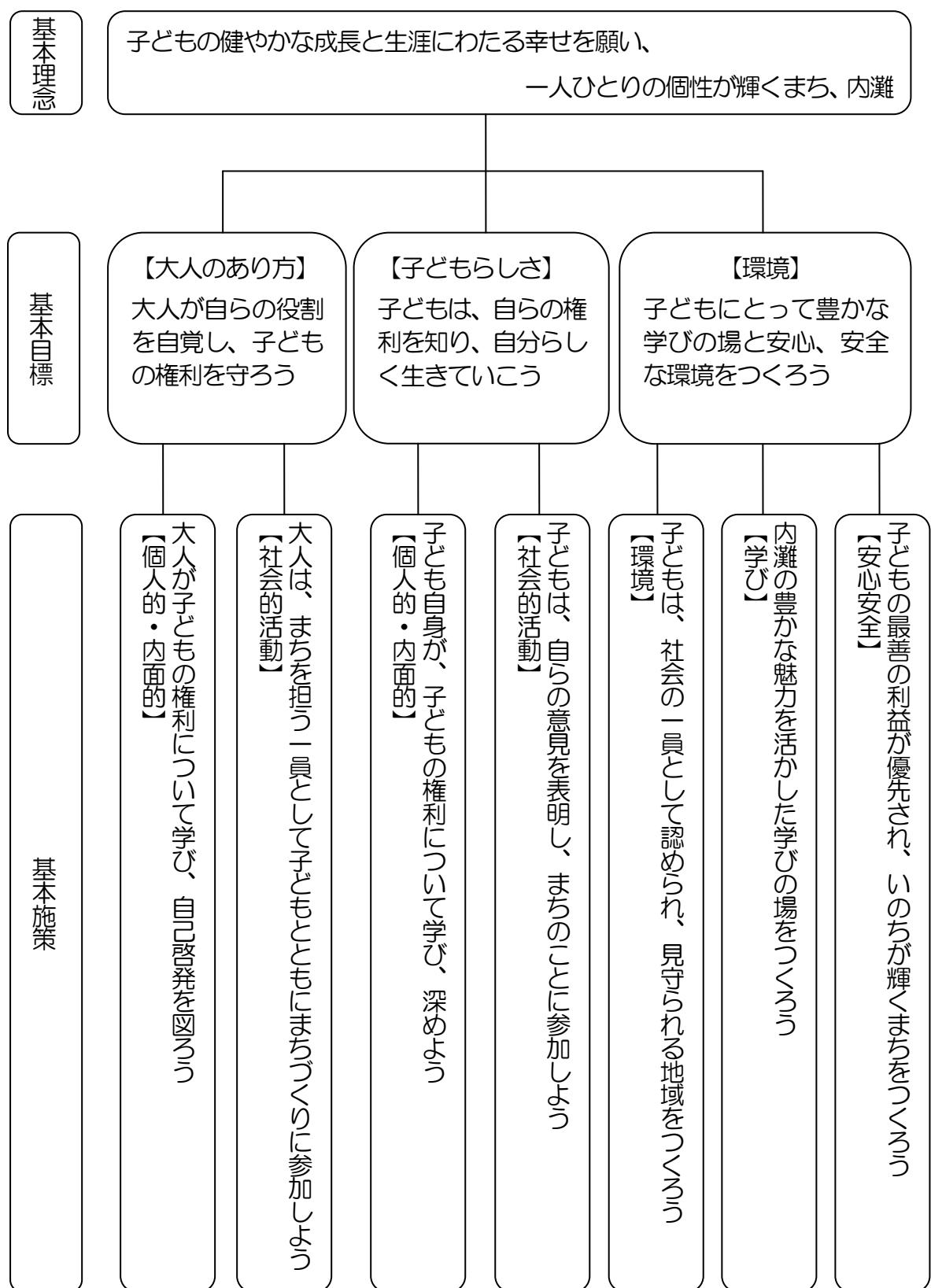
また、子どもたちが自分の力で考えながら、地域社会に参加していく取組を推進していきます。

### (3) 環境：子どもにとって豊かな学びの場と安心・安全な環境をつくろう

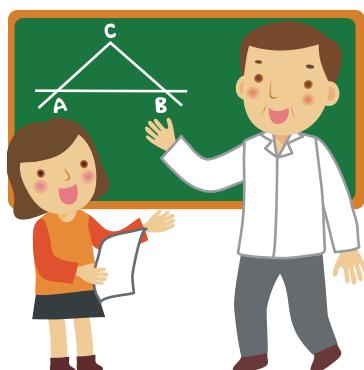
子どもの豊かな成長には、様々な経験を積むことが重要な役割を果たすため、遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域等の体験活動の場を設けます。

また、子どもが健康で、安心・安全に生活できるように、子どもを取り巻くよりよい環境づくりを推進します。

### 3 体系図



## 第3章 計画の基本施策



## 第3章 計画の基本施策

### 【基本目標1】

大人のあり方：大人が自らの役割を自覚し、子どもの権利を守ろう。

#### 基本施策1)

大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう。

現在、「子どもの権利」という言葉は必ずしも広く知られているとは言えないことから、保護者など大人を対象として子どもの権利について学習する機会を設け、普及啓発を推進します。

#### ○具体的な取り組み

- 1 大人向けの啓発チラシ・学習資料を作成し、活用する。
- 2 広報や子どもに関する各種パンフレットに子どもの権利について記載し、周知を図る。
- 3 町（子育て支援センター、保健センター、学童保育等）、学びの施設（学校、幼稚園及び保育所等）、子どもに関係する団体（子ども会、PTA、子育てサークル等）、地域（公民館等）において、子どもの権利について学ぶ機会を設ける。町は、学習資料の提供や講師の派遣を行う。
- 4 子どもの成長度合いによって、子育ての課題や悩みが異なることから、ライフステージにあわせた子育てセミナーを実施する。
- 5 大人が子どもの権利を身近に感じてもらうために、大人と子どもがともに関わる機会を増やす。

#### ○評価指標

- 大人向け啓発チラシ・学習資料の作成
- 団体への学習支援（講師の派遣 年1回以上）

## 基本施策2)

大人は、まちを担う一員として子どもとともにまちづくりに参加しよう。

まちづくりの主役は地域住民です。大人が自らの経験を踏まえて、感性豊かな子どもと一緒に話し合い、地域のまちづくり活動を行うことは、次代の内灘町を担う子どもたちの良い経験となります。

大人は、子どもが意見を表明しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、愛情をもって子どもの意見をしっかり受け止め、地域のまちづくり活動に子どもの意見を活かしていくように配慮していきます。

### ○具体的な取り組み

- 1 地域住民と子どもとのコミュニケーション活動を推進する。
- 2 まちづくりへの参加として、施設や地域において子どもと一緒に寄せ植えをするなど、親子で行えるボランティア活動を推進する。
- 3 個人や各種団体が、それぞれの会報、ホームページ、ブログ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用し、子どもの権利についての情報を発信する。
- 4 大人と子どもが地域のまちづくり活動に参加しやすい雰囲気をつくるために、地域で子どもの権利について学ぶ機会を設ける。

### ○評価指標

- 各地区公民館事業における子どもの権利についての学習（公民館の50%以上）

**【基本目標2】**

子どもらしさ：子どもは、自らの権利を知り、自分らしく生きていこう。

**基本施策3)**

子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう。

子どもが、誰もが一人の人間として、社会生活において幸福な生活を営むために必要な人権をもつことを学び、人権意識を身につけることができるよう、学習機会を提供していきます。

○具体的な取り組み

- 1 子ども向けの啓発チラシ・学習資料を作成し、活用する。
- 2 学校において、人権週間（12月4日～10日）や道徳の授業の際に、子どもの権利条例の周知と子どもたち自身が自分たちの権利について学ぶ『内灘町子どもの権利条例を学ぶ授業』を実施する。
- 3 学校において、人権教育を行う際（人権の花の植え込み時等）や、仲間や友達同士が支え合い助け合っていく上で必要なコミュニケーション能力を向上させるためのピアサポート活動などを実施する際に、子どもの権利条例について説明する。
- 4 子育て施設や学びの施設などに、人権意識を啓発するような推薦図書を展示する。

○評価指標

- 子ども向け啓発チラシ・学習資料の作成
- 小学校での学習（各校年1回）

## 基本施策4)

子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに関わることに参加しよう。

子どもは、家庭や学校、地域などさまざまな場面において意見を表明し、自分たちに関わることに主体的に参加することで、自立性や社会性を育むことができます。

自分の考え方や思いを伝え、大人とのやりとりを重ねながら、子どもにやさしいまちづくりを進めていきます。

### ○具体的な取り組み

- 1 子どもは、家庭、学びの施設、地域において、子どもと大人が話しあう機会がある際に、自由に意見を言うことができるよう心がける。
- 2 子どもと大人が一緒に参加する各種シンポジウムを開催する。
- 3 子どもの権利に関する各種施策についての意見を述べるための「子ども会議」を開催するほか、必要に応じて、町政に対して子どもが町と議会に意見を発表する「子ども議会」を実施する。

### ○評価指標

- 子ども会議の開催（年1回以上）
- 子ども議会の開催（目標年度までに1回以上）

**【基本目標3】**

環境：子どもにとって豊かな学びの場と安心・安全な環境をつくろう。

**基本施策5)**

**子どもは、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう。**

核家族化や少子高齢化、日常における人間関係の希薄化により、年々、地域の大人が子どもと身近に接する機会が減ってきています。

子どもの教育を学びの施設にすべて任せるのではなく、地域の住民同士が絆を深め、子どもを社会の一員として認識し、社会全体で子どもを育てるように努めるものとします。

**○具体的な取り組み**

- 1 地域の住民が子どもを温かく見守るため、挨拶運動や防犯などの街頭指導を積極的に行い、子どもと会話する機会を設ける。
- 2 地区や学校PTAなどが母体となる自主防犯組織の充実を図る。
- 3 祭りや行事等の各種活動を通して、地域の住民と子どもが交流する。
- 4 子どもが地域の年配者と交流する機会を設ける。

**○評価指標**

- 地域住民による挨拶運動・防犯活動の推進（自主防犯組織構成員数の増加）

## **基本施策6) 内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう。**

子どもが知識と教養を身につけ、安心して遊び、豊かな学びや様々な体験ができる場所の提供を充実します。

### ○具体的な取り組み

- 1 遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域等の豊かな体験、活動を伸び伸びと行うために必要な施設を充実する。
- 2 内灘の文化・歴史・自然を学ぶための体験教室やウォークラリーなどのイベントを開催する。

### ○評価指標

- 子どもや親子を対象にした自然体験活動等（内灘夢教室）の開催（年10回以上）

## 基本施策7)

子どもの最善の利益が優先され、いのちが輝くまちをつくろう。

子どもは健康で、安心安全な生活を送ることができます。子どもにとって、虐待、育児放棄、性的暴力、学校や部活動でのいじめや仲間はずれ、障がいのあることなどを理由とした差別、先生からの体罰などは、子どもの権利の侵害です。

子どもの権利侵害が起きた場合に、子どもが安心して相談できるように、また、大人が子どもの気になる症状を見逃すことのないように、家庭、学びの施設、地域、児童相談所等がそれぞれ役割をもって連携した相談体制づくりが求められます。

### ○具体的な取り組み

- 1 保護者が安心・安全な子育てを行うための支援体制の充実を図る。
- 2 子どもが悩みごとを相談しやすい体制の充実を図る。
- 3 公民館などの施設において、子どもたちが利用しやすい環境を整える。
- 4 「いのち」を題材にした映画上映会の開催など、いのちの大切さについての啓発を行う。

### ○評価指標

- 相談機関の情報交換会の開催（年1回以上）

## 第4章 計画の推進体制と検証



## 第4章 計画の推進体制と検証

### 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、町民が子どもの権利の重要性を理解し、地域の大切な宝物である子どもたちを、地域全体で守り育てていく必要があります。

町は子ども会等の地域団体や学びの施設と連携を図りながら、必要に応じて内灘町子ども会議及び内灘町子どもの権利委員会に意見を求め、教育、福祉、保健などの関係部署が連携して、子どもの権利に関する施策を推進していきます。

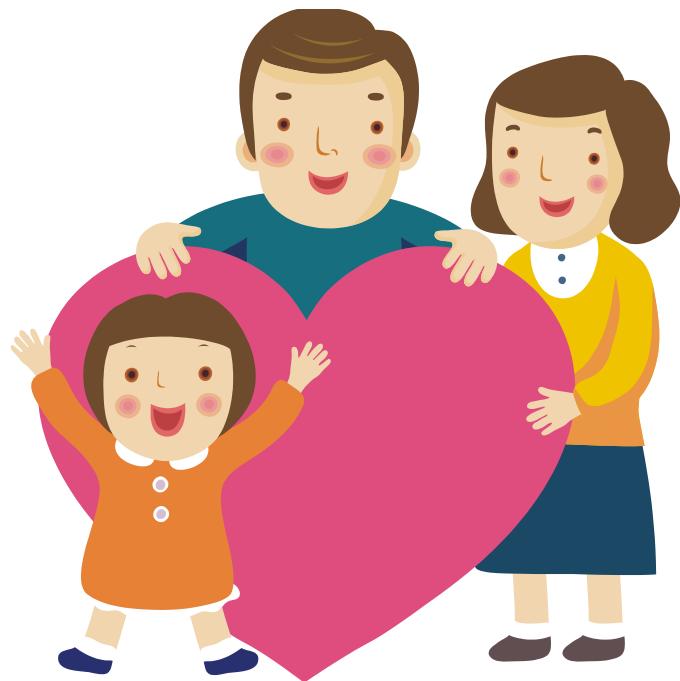
### 2 計画の検証

計画の各基本施策に挙げた具体的な取り組みの実施に努め、施策目標についての実施状況を2020年（平成32年）度に子どもの権利委員会が検証します。また、計画期間中の社会の変化に応じて、調査研究を適宜行っていきます。

計画の基本施策		評価指標
1	大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう。	<ul style="list-style-type: none"><li>・大人向け啓発チラシ・学習資料の作成</li><li>・団体への学習支援（講師の派遣年1回以上）</li></ul>
2	大人は、まちを担う一員として子どもとともにまちづくりに参加しよう。	<ul style="list-style-type: none"><li>・各地区公民館事業における子どもの権利についての学習（公民館の50%以上）</li></ul>
3	子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう。	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども向け啓発チラシ・学習資料の作成</li><li>・小学校での学習（各校年1回）</li></ul>
4	子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに参加しよう。	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども会議の開催（年1回以上）</li><li>・子ども議会の開催（目標年度までに1回以上）</li></ul>
5	子どもは、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう。	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民による挨拶運動・防犯活動の推進（自主防犯組織構成員数の増加）</li></ul>
6	内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう。	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもや親子を対象にした自然体験活動等（内灘夢教室）の開催（年10回以上）</li></ul>
7	子どもの最善の利益が優先され、いのちが輝くまちをつくろう。	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談機関の情報交換会の開催（年1回以上）</li></ul>

（計画期間：2015年（平成27年）度から2019年（平成31年）度まで）

## 資料編



# 1. 内灘町子どもの権利条例

平成二十三年十二月二十六日

条例第十七号

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 子どもの未来のために(第六条—第十条)
- 第三章 この町で育つ(第十一条—第十四条)
- 第四章 未来へ向かって(第十五条—第十八条)
- 第五章 雜則(第十九条)

## 附則

## 前文

子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に燐々とふりそそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。また、日本は、児童の権利に関する条約を批准し、誰もが生まれたときから一人の人間として認められ、自分らしく豊かに成長、発達していくことを世界の国々と約束しています。

そのために、すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え方支えていく責任があります。

子どもは、子どもとしての権利を正しく学び、考えたことを自由に表明し、自分たちに関わる決定に参加できます。このような経験をとおし、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。こうしたことから、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに内灘のまちづくりを担っています。自然や文化と交わりがあり、人と人との温かなつながりのある、子どもとともにづくり上げるまちは、すべてのひとにとってやさしいまちとなります。

内灘町は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの権利を

尊重することを宣言し、この条例を定めます。

## 第一章 総則

(めざすもの)

第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの健やかな成長と生涯にわたる幸せを願い、一人ひとりの個性が輝くことを目的とします。

(条例が定めるもの)

第二条 この条例において「子ども」とは、町内に居住、又は通学若しくは通勤している十八歳未満の人とこれに準ずる人をいいます。

(大切にしたい考え方)

第三条 子どもは、町の宝です。

2 子どもは、社会の一員として尊ばれます。

3 大人は、先行する世代としての使命を自覚し、子どもへの理解に努めます。

4 地域社会は、一体となって子どもを愛しより良い成長の手助けをします。

5 いかなる場合も子どもの最善の利益を優先します。

(町がすること)

第四条 町は、あらゆる施策を通じ、子どもの自主的な活動を支援及び奨励し、並びに子どもが主体的に物事に参加できる仕組みづくりに努めます。

(私たち町民の役割)

第五条 私たち町民は、子どもの個性や考え方を認め、理解し、互いに尊重し合います。

2 私たち町民は、子どもの権利を認め、家庭や地域における人と人との繋がりの中で、必要な支援を行います。

## 第二章 子どもの未来のために

(愛される権利)

第六条 子どもは、社会の大切な存在として誰からも無条件に愛されます。

(学びへの権利)

第七条 子どもは、国家及び社会の担い手としての知識と教養を身につけるための教育を受け、学習することができます。

2 子どもは、あらゆる人とのより良い人間関係の中で学ぶことができます。

3 子どもは、遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域(郷土)等の豊かな体験、活

動、出会いの中で学ぶことができます。

(健康に生きる権利)

第八条 子どもは、常に健康に配慮がなされ、適切な医療の提供を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第九条 子どもは、衣食住、休息及びくつろぎのある居場所等が保障され、いつでも、どこでも安心安全な環境の中で育てられます。

2 子どもは、差別やいじめ、虐待を受けることなく、安心して生きることができます。

3 子どもは、その置かれた環境で安心安全が守られない場合、その境遇からの保護又は救済を求め、それを受けることができます。

(自分らしく生きる権利)

第十条 子どもは、常に自らの尊厳が守られ、自分らしく生きることができます。

2 子どもは、家庭、地域、学校及び公共施設等のあらゆる場で、年齢や成長の度合いに関わらず自由に自分の意見を表現することができ、その意見は尊重されます。

3 子どもは、適切な支援及び助言が受けられるとともに、自らに関する事を自分で決定することができます。

### 第三章 この町で育つ

(保護者や家庭の役割)

第十一條 保護者は、子どもを養育する第一義的な責任を負う者であることを自覚し、子どもを尊重するとともに、年齢や成長に応じた指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

2 家庭は、あらゆる危険から子どもを守り、子どもが成長するために必要な安らぎを得られる場所であるよう努めます。

(学校、幼稚園及び保育所の役割)

第十二条 学校、幼稚園及び保育所(以下「学びの施設」という。)は、子どもが豊かな人間性を育くむための重要な機関であることを認識し、子どもの権利の保障に努めます。

(地域社会の役割)

第十三条 地域社会は、祭りや行事等の各種活動を通して、大人と子どもが交流する

とともに、その有する教育力を活かして、子どもを地域全体で見守り、育てるよう努めるものとします。

(連携と協働)

第十四条 この条例に規定する子どもの権利は、家庭、学びの施設及び地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携し、同じ目的に向かって働き、その保障に努めるものとします。

第四章 未来へ向かって

(子ども会議)

第十五条 町は、子どもの権利に関する施策を含む町政について子どもの意見を求めるため、必要に応じて内灘町子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催します。

2 子ども会議は、子どもの自主的、かつ、自発的な取り組みにより運営され、子どもの権利に関する各種施策の推進について意見を述べるもののか、町長その他の執行機関に対し意見を提出することができます。

(子どもの権利委員会)

第十六条 町は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、必要に応じて内灘町子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を設置します。

2 権利委員会は、子どもの権利に関する各種施策の推進について意見を述べるもののか、町長その他の執行機関の諮問に応じ、子どもの権利の保障の状況について調査、審議及び答申を行うものとします。

(推進計画)

第十七条 町は、子どもの権利に関する各種施策を推進するにあたっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 町は、前項の推進計画を定めるにあたっては、町民、第十五条に定める子ども会議及び前条に定める権利委員会の意見を聞くものとします。

(施策の推進)

第十八条 町は、前条に定める推進計画に基づき、子どもの権利に配慮した施策を推進するものとします。

## 第五章 雜則

(その他)

第十九条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めます。

## 附 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

## 2. 条例に関するQ&A

Q1.

「子どもの権利」とは何でしょうか？

A1.

子どもの権利とは、生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが、子ども期をいきいきと過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない権利で、いわば、子どもの基本的人権ということができます。

これらの権利は、この条例の制定により新たに認められるものではなく、生まれながらにして、誰もが持つており、日本国憲法や児童の権利に関する条約で保障されているものです。

子どもは、弱く未成熟な存在であるとともに、成長・発達する過程にある存在です。このような子ども期の特殊性を踏まえたうえで、子どもが、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、町全体で支援していくことが求められます。

Q2.

児童の権利に関する条約とは何でしょうか？

A2.

子どもたちの基本的人権の保護と人間としての尊厳が守られることを願って、1989年、国連において採択されたのが「児童の権利に関する条約」です。日本でも1994年に同条約を批准しています。

Q3.

児童の権利に関する条約があるのに、条例が必要な理由は何ですか？

A3.

子どもたちを取り巻く状況は、いじめ、不登校、虐待など、深刻な問題が多く発生しています。

この条例は、内灘町の実情に応じて、日本国憲法や条約の範囲内で特に大切と考えられる子どもの権利を定めるものです。もちろん、条例の前文に、「日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づき」と表現しているように、憲法や条約に定める基

本的人権の範囲を逸脱して、新たな権利を定めるものではありません。

子どもは家庭や地域社会の愛情に包まれ、権利を保障されることにより、豊かな人格を形成し健やかに成長していくことができます。

内灘町においても、家庭や学校、地域社会が連携し、町民みんなで子どもたちを健やかに育む環境の整備が大切であると考え、内灘らしい「子どもの権利条例」を作ろうと考えました。

#### Q4.

この条例を作るために、どのような取り組みをしてきたのですか？

#### A4.

平成20年11月「内灘町子どもの権利条例検討委員会設置要綱」を公布、学識経験者、各種団体を代表する者、関係行政機関、公募による委員などで構成される検討委員会を平成21年1月に設置し、「子どもの権利アンケート」により子どもの意見を、また、内灘町町民意見等募集（パブリックコメント）手続実施要綱に基づき、郵送、FAXまたは電子メールによる意見募集と、意見交換会により、広く町民全体の意見を取り入れた条例づくりを目標に3年近くをかけて検討を進めてきました。

#### Q5.

子どもに条例の趣旨が正しく理解されず、権利の濫用が起こりませんか？

#### A5.

子どもが、権利を正しく理解せず、その権利を濫用することは、大変残念なことですが、そうしたことが起こらないようにするために、「年齢や成長に応じた指導、助言等の支援を行い」と条例にあるとおり、保護者はどのようなことが権利の濫用に当たるのかということを、しっかりと子どもに教え、指導していく必要があります。

町は、条例により、このように権利を定めることで、内灘町に住む一人ひとりの子どもが、自らの権利に関心を持ち、正しく学び、そして他人の権利を尊重することを学習できる大きなきっかけになると考えています。

#### Q6.

権利ばかりを教えると、子どもは、義務や責任を果たせない我がままな大人になるのではないですか？

## A6.

子どもの役割や守るべきルールのことを、一般に「義務」や「責任」ということもあります。子どもの権利は、何かの義務や責任を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらに、すべての子どもが無条件に有しているものです。

子どもの権利は、いわば、子どもの基本的人権ともいいうことができます。しかし、権利や自由とは、自分の思うままに、何でもできるということではありません。自分の決めたことや起こした行動には、責任が伴います。また、実生活の中では、権利と権利、自由と自由がぶつかり合うこともあります。このような場合にはお互いの主張を調整することが求められます。

このように、権利行使する際には、自分だけではなく、相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要があります。子どもの権利を、発達段階に応じて正しく学び、権利行使し、調整する経験を繰り返す中で、子どもは、我がままになるのではなく、むしろ、自然に、相手の気持ちを想像できるようになります。子どもの考える力や判断する力に加え、他者を思いやる力、他者の配慮をする力などが養われると思っています。

## Q7.

子どもに対して権利が保障されている反面、保護者・家庭、学びの施設や地域の役割では「努める」となっているようですが、「しなければならない」ではないのはどのような考え方ですか？

## A7.

この条例で定めている内容は、条約の趣旨を、内灘町の実情に即した形で具現化するものであり、この条例によって、新たな義務を町民等に課すものではなく、条約に基づき有している町民等の責務を改めて確認するものと考えています。

## Q8.

条例には保護者・家庭や学びの施設の役割が定められていますが、家庭のしつけや学校の教育方針に不当に介入することにはならないですか？

## A8.

保護者・家庭、学びの施設の方には、本条例趣旨をご理解のうえ、子どもの権利の保障について、より配慮した取組を行っていただきたいと考えています。

また、しつけとは、家庭などで行う礼儀作法などの教育のことであり、日常生活を送るうえで、あるいは、将来、社会で活躍するために、正しいしつけを受け、それを身につけることは、子どもにとって必要なことで、保護者の大切な役割です。子どもの権利としつけが相反するわけではなく、むしろ、正しいしつけを受けることも、大切な子どもの権利の一つであると考えられます。

教育についても同様であり、これらのことから、この条例が家庭のしつけや学校教育へ不当に介入することにはならないと考えています。

#### Q9.

第2条に「子ども」が定義されていますが、「これに準ずる人」というのはどのような人ですか？

#### A9.

この条例では18歳未満を「子ども」と定義しています。「これに準ずる人」とは、18歳に達した者でも、高等学校に在学している場合などは、18歳未満の者と取扱いを同じくすることが適当なこともあります。18歳未満の者が通学する学びの施設に、同様に通学する者が該当します。

### 3. 内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会設置要綱

平成二十四年九月一日

教委告示第二号

#### (趣旨及び設置)

第一条 本町における子どもの健やかな成長と生涯にわたる幸せを願い、一人ひとりの個性が輝くことを目的とした内灘町子どもの権利条例(平成二十三年内灘町条例第十七号)第十七条第一項に定める推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第二条 委員会は、計画の策定に関し、必要な事項を検討協議し、教育委員会に計画案を提出するものとする。

#### (組織)

第三条 委員会は、委員十一人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体を代表する者、関係行政機関の職員、公募による町民その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

#### (任期)

第四条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項が終了するまでの期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は委員長がこれに当たる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

#### (庶務)

第七条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において行う。

#### (委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この告示は、平成二十四年九月一日から施行する。

#### 4. 内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

所 属 等	氏 名	摘要
金沢大学地域連携推進センター教授	浅野 秀重	委員長
内灘町民生児童委員 代表	柴田 勝	副委員長
内灘町人権擁護委員 代表	中村 由利子	
内灘町公民館協議会 代表	紙丸 正則	第1回～5回
	米田 満	第6回～
子ども会連絡協議会 代表	中村 敏男	
教育センター 所長	岡部 朋代	
子育て支援センター 所長	米田 美子	
保健センター 課長補佐	本 弘美	
町立保育所長 代表	吉村 洋子	第1回～5回
	広瀬 由美子	第6回～
公募	境 美砂子	
	殿村 良子	

## 5. 内灘町子どもの権利条例推進計画策定までの経過

平成24年 1月 1日 内灘町子どもの権利条例施行  
平成24年10月11日 第1回内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会  
平成24年11月 7日 第2回内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会  
平成24年11月22日 第3回内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会  
平成25年 1月15日 第4回内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会  
平成25年 2月28日 第5回内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会  
平成26年 2月 4日 第6回内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会  
平成26年 3月20日 内灘町子どもの権利委員会  
平成26年 4月19日 内灘町子ども会議  
平成26年 9月18日 第7回内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会  
平成26年10月 6日 計画（案）に対する意見募集の実施  
～11月 5日  
平成26年12月 1日 内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会が計画（案）  
を教育委員会に提出

# 内灘町子どもの権利条例推進計画

平成26年12月

編集・発行 内灘町教育委員会生涯学習課  
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1  
TEL 076-286-6716 FAX 076-286-6714  
E-mail shogaigakusyu@town.uchinada.lg.jp